

## 三次市条例第5号

### 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例

#### (目的)

第1条 この条例は、内水氾濫による浸水被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の浸水被害の防止に関する必要な事項を定め、もって市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。
- (2) 建築行為 住宅を新築、改築又は増築することをいう。
- (3) 開発行為 土地の掘削、盛土、切土等を伴う土地の区画形質の変更をいう。
- (4) 建築行為届出区域 浸水の発生が予想される区域として規則で定める区域をいう。
- (5) 開発行為届出区域 雨水流出抑制対策が必要な区域として規則で定める区域をいう。
- (6) 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、内水氾濫による浸水被害の発生及び拡大の防止を目的とするものをいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、住宅の浸水被害の防止に関し必要な施策を実施するものとする。

#### (市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自ら住宅の浸水に対する安全確保その他浸水対策に努めるものとする。

#### (住宅の浸水対策)

第5条 建築行為届出区域内において建築行為を行う場合は、居室の床面を規則で定める高さ以上に設置しなければならない。

- 2 開発行為届出区域内において開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為を行う場合は、雨水流出抑制施設を設置しなければならない。
- 3 開発行為届出区域内における建築物又は土地の所有者若しくは使用者は、前項に定める施設を設置するよう努めるものとする。

(届出)

第6条 前条第1項又は第2項に定める行為を行おうとする者は、規則に定めるところにより、浸水対策の内容を市長に届け出なければならない。

(助言及び指導)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る浸水対策について、必要な助言及び指導を行うことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。